

独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センターにおける 売店及び清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

平成29年4月1日からのさいたま北部医療センター（以下「当院」という。）における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）の利用に供する売店及び清涼飲料水等自動販売機（以下「売店等」という。）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとします。希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

平成29年2月27日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター

院長 黒田 豊

1. 事業概要

(1) 事業名

さいたま北部医療センターにおける売店等の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当院院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店等の運営全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日（2年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）

第5条及び第6条の規定に該当しないことほか、次にあげる条件を全て満たしていること。

- ① 法人等が設立して5年以上経過しており、売店等の事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 全省庁統一資格の一般競争参加資格において、「A」・「B」又は「C」の等級に格付けされ関東甲信越地区の参加資格を有する者であること。
- ③ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ④ 店舗の規格・運営のノウハウを持ち、本募集広告の日から過去3年以内に、当院と同等規模以上の病院での受託実績があること。
- ⑤ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については、別紙「説明書」による）

① 企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

② 担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③ 売店等の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④ 運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の実現性

3. 手続等

(1) 担当係

〒331-8625 埼玉県さいたま市北区盆栽町 453

独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター

総務企画課（経理） TEL 048-663-1671

(2) 応募申込書、説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

平成29年3月10日（金）15時00分迄

② 交付場所

「(1)」に同じ

(3) 応募申込書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

平成29年3月10日（金）17時00分迄

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

(4) 企画書、見積書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

平成29年3月13日（月）15時00分迄

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送） ※企画書（提案資料含む）は8部用意すること。

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要（定期建物賃貸借契約による予定）

(3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「4. (1)」に同じ

(5) 詳細は、説明書による